

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十号）（産業労働政策課）

一 趣旨

中小企業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえ、県が時代の変化に的確に対応した中小企業の振興施策を推進し、もって中小企業の健全な成長発展を図るための改正

二 内容

(一) 前文

中小企業を取り巻く経営環境等の変化、中小企業の取組及び県が行う支援に関する記述を追加する。

(二) 基本方針

県が総合的な中小企業の振興施策を推進する際に協力を得る主体として、商工団体を追加する。

(三) 中小企業の振興施策の大綱

ア 新たに次の事項に関する施策を追加する。

(ア) 中小企業の海外における事業の展開等の促進

(イ) 中小企業の経営環境等の変化への対応

(ウ) 商工団体の活動の促進

イ 既存の施策に、中小企業の専門性を高める視点のほか、従事者の確保や経営者等の育成に関する視点を追加する。

(四) 県の責務

県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たって、公益の増進に寄与した活動の実績を考慮するよう努めることなどを追加する。

(五) 中小企業の振興策の実施主体に対する支援

県が支援を行う対象に、商工団体を追加する。

(六) 議会への報告

知事が行う中小企業の振興施策の実施状況について、議会に報告する旨を新たに規定する。

三 施行期日

公布の日